

令和7年10月1日
北新潟農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

当組合は、「食と農を通じて、人々の笑顔を未来へつなぐ」を理念とし、地域農業の発展と組合員・地域の皆さまの目指す姿の実現に一層貢献し、組合員・利用者および次世代層から「信頼され、選ばれ、必要とされるJA」を目指し、役職員一体となって事業に取り組んでおります。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」（共済事業）の提供を通じた豊かで安心して暮らせる生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

（※）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会が、共同で事業運営しております。【原則6(注6、7)】

1. 組合員・利用者への最適な商品提供

（1）金融商品

当組合は、組合員・利用者の皆さまのライフイベントに伴うニーズの変化に的確にお応えできるよう、貯金、ローン、投資信託等をはじめとする最適な商品・サービスを提供いたします。

組合員・利用者の皆さまに提供する投資信託は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。また、過去の運用成績が相対的に良好かつ長期投資に適した商品をご提供するため選びやすさを考慮した「JAバンクセレクトファンド」をご用意し、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成を促進します。また、金融商品の組成に携わる投資運用会社については、当該商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ選定いたします。

製販全体で組合員・利用者の皆さまの最善の利益を実現するため、J Aバンク全体で、金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性に関する情報および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。

なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3、6、7)、補充原則1～5本文および(注)】

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は組合員・利用者の皆さまの暮らしに確かな安心をお届けするために「ひと・いえ・くるま・農業」における様々なリスクに対して最良・最適な共済仕組み・サービスを提供いたします。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み(例：外貨建て共済)は提供しておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)、補充原則1～5本文および(注)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

① 「ご意向確認書」および「J Aバンク資産運用スタイル診断シート」をもとに、組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的を把握したうえで、リスク特性・手数料等の重要事項を分かりやすく説明し、一人ひとりにふさわしい商品をご提案し、適合性を判断したうえで販売いたします。

【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、3、4、5)】

② 商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について、最新の「重要情報シート」等を活用し、組合員・利用者の皆さまがより理解できるよう分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、役席者の同席や適合性判定等により理解度を十分に確認したうえで対応いたします。

【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

③ ご負担いただく手数料・その他費用について、組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するように、「J Aバンクセレクトファンドマップ」等の各種資料を活用し、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

（2） 共済の事業活動

- ① 各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、組合員・利用者の皆さま一人ひとりの保障等に関する知識、加入目的、ご年齢や家族構成、資産状況等を把握・確認し、ライフプランに合致した共済仕組みをご提案するとともに満足いただける最良・最適な保障・サービスを提供いたします。

また、ご契約期間が長期にわたる共済の特性を踏まえ、きめ細やかなアフターフォロー活動を実施し、ライフイベントに応じた情報提供を行うとともに、共済金等のご請求およびお支払いなどの各種お手続きにおいても、正確かつ迅速な対応に努めます。

- ② 保障提案から契約締結まで、組合員・利用者の皆さまに保障内容を正しくご理解いただけるよう、契約内容については「保障設計書」、重要事項については「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を用いてわかりやすく丁寧な説明を行います。特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご子孫等の同席をお願いするなど、ご家族も含めたなかでご意向の確認を実施し、より丁寧かつ分かりやすい説明対応に努めます。
- ③ 保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はありません。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの商品選定や情報提供、保障提案にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理し、利益相反が生じる可能性がある取引については、「利益相反管理規程」による月次・年次の定期モニタリングにより適切に管理を行います。

【原則 3 本文および（注）】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有

し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者の皆さまの期待にお応えできる態勢を構築します。

また、金融商品、保障・仕組み、サービスおよび各種手続きに関する組合員・利用者の皆さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情等については真摯に受け止め、迅速・誠実かつ公正な対応を行うとともに、それらを組合内で共有し今後の業務改善に活かすことで組合員・利用者本位の業務運営を実現してまいります。

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月改訂）との対応を示しています。